新しい地方経済・生活環境創生本部等の設置について(事務連絡)

令 和 6 年 1 O 月 1 1 日 内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局長

日頃より地方創生政策の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和6年10月1日に石破内閣が発足し、その「基本方針」(令和6年10月1日閣議決定)において、「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、少子高齢化や人口減少にも対応するため、地方創生2.0を起動することとされました。

ついては、下記のとおり体制を整備しましたので、今後とも格別の配慮をお願いいたします。

記

- 1 「新しい地方経済・生活環境創生本部」の設置(11 日(金)閣議決定) デジタル田園都市国家構想実現会議を発展させ、新たに全閣僚を構成員とする 「新しい地方経済・生活環境創生本部」を設置しました。
- 2 「新しい地方経済・生活環境創生本部事務局」の設置(同日設置)

同本部に係る事務を処理するための事務局として、新たに、内閣官房に「新しい地方経済・生活環境創生本部事務局」を設置しました。これまでデジタル田園都市国家構想実現会議事務局が検討した事項等については、新事務局に引き継いでおります。なお、地方創生の推進に当たっては、内閣府地方創生推進事務局と引き続き連携協力してまいります。

※令和6年10月10日(木)以前にデジタル田園都市国家構想実現会議事務局より 発出した通知・通達等や、同事務局と締結した契約等は、原則として、そのまま、 新事務局との関係で引き続き有効となりますので、部局名を読み替えて対応をお 願いいたします。

以 上

(問合せ先)

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局 総括班 電話(代表)03-5253-2111(内線 37221)

電話(直通)03-6257-1410